



新型コロナウイルス感染症の陽性者で自宅療養となった方へ 食事や生活必需品の支援を行います

新型コロナウイルス感染症の陽性者で自宅療養となった方（自宅療養者）が療養期間中外出せずに療養生活に専念できるよう食事や生活必需品の支援を行います。

1 支給内容

1週間分の食料品等をパッケージ化して提供

- ・パックご飯、カップ麺、各種レトルト食品、缶詰、野菜ジュースなどの飲食品
- ・ティッシュやトイレトペーパーなどの生活必需品
- ・マスク、アルコール消毒液、のど飴などの衛生物品等

2 支給対象者

新型コロナウイルス感染症に係る自宅療養者のうち、独居者など同居家族等による支援を受けることが困難な者として保健所長が認めた方を対象にします。

3 提供方法

支給対象者に保健所から宅配便で配送します。

なお、感染拡大防止のため、宅配事業者には置き配による方法で配送を依頼します。

4 費用負担

感染拡大防止のため、県として自宅療養期間中外出しないよう要請することから、無償で提供します。

5 開始日

令和3年1月12日（火）

6 その他

自宅療養者には、生活支援物資の提供の他、保健所による健康観察用に体温計とパルスオキシメーター（※）を無償貸与しています。

※パルスオキシメーター：動脈血の経皮的酸素飽和度を測定し、表示する医療機器

信州版「新たな日常のすゝめ」



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

©長野県アルクマ

健康福祉部感染症対策課（軽症者等受入調整窓口）

（課長）小林 真人

（担当）社本 雅人、山本かおり

電話 026-235-7332（直通）

026-232-0111（代表）内線 4160

F A X 026-235-7334

E-mail ryoyo@pref.nagano.lg.jp